

# 民間資金等活用事業推進委員会 第17回計画部会 説明資料

---

平成31年3月18日  
総務省

# 1. PPP／PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)の進捗状況

| 【PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版) 記載】   | 【平成30年度末までの取組】   |
|--|--|
| No. 3. 推進のための施策  |  |
| <p>8 (1)実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進<br/>下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP／PFI活用の促進につなげる。特に、公営企業会計の適用については、年内に新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の地方公共団体における取組を一層促進する。</p> | <p>公営企業会計の適用について、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、平成35年度までを取組期間とする新たなロードマップを示し、取組の更なる推進を通知により要請した。<br/>(平成30年度で達成)</p>  |
| <p>19 (3)公的不動産における官民連携の推進<br/>地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。</p>                                | <p>【公共施設等総合管理計画】<br/>都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.7%の団体において、策定済み。(平成30年9月末時点)また、各団体の公共施設等総合管理計画の策定状況を、総務省のホームページにて公表している。</p> <p>【固定資産台帳】<br/>「整備済」が1,704団体(95.3%)、「整備中」が84団体(4.7%)となっている。(平成30年3月末時点)また、各団体が公表した固定資産台帳へのリンク集を、総務省のホームページにて公表する予定(3月中)。<br/>(平成31年度継続)</p> |
| <p>21 (4)民間提案の積極的活用<br/>民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。</p>  | <p>全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、地方公共団体に対して周知を図った。<br/>(平成31年度継続)</p>   |

| 【PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版) 記載】 |   | 【平成30年度末までの取組】  |
|----------------------------------|---|---|
| <b>No. 3. 推進のための施策</b>           |   |   |
| 30                               | (5)情報提供等の地方公共団体に対する支援<br>水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告書に示された留意点等について、地方公共団体への周知を図る。   | 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議(平成30年4月25日)をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図った。<br><br>(平成31年度継続)                                 |
| 40                               | (7)その他<br>内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚生労働省及び総務省が連携して支援する。また、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。 | 厚生労働省と連携し、各都道府県において平成34年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを通知により要請した。また、広域化の推進のため、先進事例の紹介など、地方公共団体の取組への支援を行った。<br><br>(平成31年度継続) |

## 2. PPP／PFI推進アクションプラン(平成31年改定版)に新たに掲げる取組

| 【PPP/PFI推進アクションプラン(平成31年改定版) 記載(案)】 |   | 【PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版) 記載】   |
|-------------------------------------|---|--|
| No.                                 | 3. 推進のための施策   |  |
| 8                                   | <p>(1)実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進<br/> <u>公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、平成35年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。</u><br/>                     (平成31年度から)</p>       | <p>(1)実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進<br/>                     下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP／PFI活用の促進につなげる。特に、<u>公営企業会計の適用については、年内に新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の地方公共団体における取組を一層促進する。</u><br/>                     (平成30年度から)</p> |
| 40                                  | <p>(7)その他<br/> <u>市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における平成34年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。</u><br/>                     (平成31年度から)</p> | <p>(7)その他<br/> <u>内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚生労働省及び総務省が連携して支援する。また、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。</u><br/>                     (平成30年度から)</p>                                    |
|                                     |   |  |

### 3. 委員指摘事項に関する考え方

| 【委員指摘事項】   | 【総務省の対応】   |
|--|--|
| <p>【根本委員】<br/>PPP/PFIの活用について、トップランナー方式の導入対象として欲しい。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ トップランナー方式は、多くの地方団体が民間委託などの業務改革に取り組んでいる業務(経常経費)について、その経費水準に基づき単位費用の積算基礎を減額するものである。</li><li>○ PPP/PFIの活用のうち、多くの地方団体が民間委託などの業務改革に取り組んでいる学校用務員事務、一般ごみ収集等の業務については、既に対象としているところ。</li></ul> |